

令和元年5月19日現在

機関番号：62501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04491

研究課題名(和文) 日本植民地の学校教育に見る民族意識の形成

研究課題名(英文) Formation of the Perception of "Nation" in School Education Process under Japan's Colonial Rule

研究代表者

樋浦 郷子 (HIURA, Satoko)

国立歴史民俗博物館・大学共同利用機関等の部局等・准教授

研究者番号：30631882

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：(1)「モノと心の統制」について、植民地の学校では「四大節」において学校外(「御真影」下賜学校)まで出向いて「御真影」に拝礼する事例を見出し、「祝日大祭日儀式規程」から「小学校令施行規則」に引き継がれた学校儀式の体系性は、植民地においてさほど重視されていなかったのではないかと結論づけた。このことは、「御真影」の下賜学校なのかそうでないのかという点だけに着目しては見えない重要な点といえる。

(2)「植民地の青年」について、徴兵のあった日本内地の青年とは異なり、日本内地の「留守家族」への農作業協力など、日本国内で理解されてきた状況とは異なる戦時勤労動員ありさまを一定程度明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義は上述のように、法規程を逸脱するような学校儀式の具体的なありさまに迫ることができた点、加えて徴兵制施行以前の朝鮮において、青年に何が求められたのかを明らかにした点にある。

社会的意義は、本研究が近代日本史の叙述に留まらない広さをともなう調査と研究発信を行ったことである。本研究は東アジアと日本との間の政治上の問題解決には直接に接近しないとしても、日本と近隣国の相互理解の基盤づくりのために不可欠な貢献となる。

研究成果の概要(英文)：1) About "physical apparatus and mind regimentation", it was concluded that the systematic regulations of the school rituals were not considered as that important in the colonies compared to those in mainland. This is an important point that we cannot see by focusing only on the existence of Emperor's photos in schools. 2) As for "youth in colonies", I clarified that unlike the youth in mainland, the situation of the wartime labor mobilization differs clearly from those in mainland where the conscription system had been put into effect.

研究分野：教育史

キーワード：教育史 帝国日本

1. 研究開始当初の背景

研究の学術的背景

かつて宮田は、朝鮮の志願兵、徴兵制度の研究を通じ、『『完全な日本人化』を求めれば求めるほど、支配者には朝鮮人がより朝鮮人に』見えた」と指摘をした(宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』、未来社、1985、73頁)。このように支配者の意図することが政策として実施されるほど、反対の結果を招来する現象に関し、私は2013年に刊行した著書で、神社参拝強要の事例をもとに「支配の逆機能」という概念を提示した(樋浦郷子『神社・学校・植民地 逆機能する朝鮮支配』、京都大学学術出版会、2013)。しかし学校教育や植民地支配下の日常生活に対しては、十分な論証には至らなかった。「〇〇人(らしさ)」の意識は、個人の心身の中で複雑に絡まりあうものであり、単一に把握できるものではない(Amartya Sen, *Identity and Violence: The Illusion of Destiny*, Penguin, 1997)。そのため、抗日学生運動が弾圧され下火となる1930年代、どのような教育の場面を通じてどのような期待がなされ、教育活動の結果何が起きたのかという事を丁寧に読み取らねばならない。

植民地の学校教育については、これまで国内では日本語強制・神社参拝強要に象徴される「日本人」化教育として叙述され、他方旧植民地では中等学校生徒の抗日民族運動史の文脈から把握されることが多かった。しかしかかる叙述は、国内の研究の焦点が1930年代後半以降へと遍在し、旧植民地では植民地化開始期から1920年代までに集中するという非対称の状況を生んだ。ようやく近年「日本人化」の内実、プロセス等が、より根源的かつ具体性をともなった視角から問われるようになりつつある(例えば駒込武『世界史のなかの台湾植民地支配 台南長老教中学校からの視座』、岩波書店、2015)。本研究も、1930年代前半からを対象とすることによって、先行研究により残された研究時期・対象の偏りや間隙の問題を乗り越え、植民地の実相を新しい視角から解明することを目指した。

本研究では学校教育における具体的なモノ・コトの及ぼす力の作用に着目し、「御真影」「奉安殿」等、天皇崇敬教育を貫徹させる装置に着目してこれまで研究を展開してきた。今後はそれを「モノが求めるコト」に広げて検討することを企図した。「モノが求めるコト」とは、例えば「奉安殿」の求める最敬礼、「教育勅語謄本」が求める直立・低頭の姿勢や発声・節回し等である。モノの布置には、身体の動き、さらにその動きに求められる心の統制の問題が随伴する。本研究で「身体性」に着目するのは、身体動作・挙措がモノと心とを架橋するゆえに、心の統制と、その「逆機能」にまで踏み込んだ展望が可能になると考えた。

2. 研究の目的

日本語や神社参拝の強制、あるいは抗日民族(学生)運動等、植民地の教育制度や児童生徒の実態に関わる先行研究の歴史叙述の視座は重要である。本研究はそのような既存研究もふまえた上で、「身体性」という新たな視角から帝国日本の植民地教育のありさまを明らかにすることを目的とした。帝国日本の「国民」教育に関して日本国内では、一般に「皇国民錬成」との語が用いられた(寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育：皇国民「錬成」の理念と実践』東京大学出版会、1987)。台湾では日中戦争本格化以降の、多様で酷烈な日本式生活の要求を「皇民化運動」と呼称する。「皇民化」の語義は、内地同様の「皇国民」ではなく「皇民」になることと解釈できるだろう。他方朝鮮では内地の「皇国民」や台湾の「皇民」ではなく、朝鮮総督府官僚の造語である「皇国臣民」が用いられた。学校教育を通じ目指された「帝国日本の『国民』像」の相違には、それぞれの地域に固有の文脈があるものと考えられた。

そのため学校教育政策や教育課程の相違に関わる支配者の意図のみならず、背後にある独自の歴史・文化を慎重に見極めつつ、3年間をかけて法制度、使用教科書(総督府編纂書か、文部省編纂書を使用するのか)、教授案、学校関係書類や教育会雑誌、新聞記事の分析、フィールドワーク等を行うこととし、それらを通じ、帝国日本の教育実態における「皇国民」(日本内地)とも「皇民」(台湾)とも異なる「皇国臣民」(朝鮮)の内実を明らかにしながら、「帝国の『国民』教育」の中でこそ逆説的に醸成されざるを得ない「朝鮮人」意識とその表出過程を明確化することとした。

3. 研究の方法

本研究の期間は2016年4月から2019年3月までである。2016年に交付決定金額が示されたあと、それに合わせて次のように方法を絞った。第一に、植民地における青年のありようについて接近することである。この点は、以前の科学研究や拙著において検討が十分ではなかったため、2016年度を中心に集中的に検討した。

具体的には、神社創建や戦時動員などのかたちで、初等教育機関や日本内地に青年像に求められたものとは異なる形を要請された植民地の青年像を明らかにするために、朝鮮において総力戦時期に新しく創建されたり、改築されたりした神社への勤労働員の研究を主として新聞報道の探索を中心に検討した。

第二に、「モノと心の統制」に、学校儀式の側面から接近することである。2017年度と2018年度を中心に、これまで明らかにしてきた朝鮮の状況と、あらたに台湾の状況とを比較検討することを念頭に「御真影」「奉安殿」や学校内神社、神棚等にかかわる資料調査、新聞記事探索等を実施した。実施にあたっては宮内公文書館(東京)、国立台湾図書館(台湾台北)および国立台湾歴史博物館典蔵庫(台湾台南)、国家記録院(韓国大田)を活用した。結果として、台湾

と朝鮮における「御真影下賜」の開始のされかたの大きな相違、初等教育機関への不下賜およびそれともなう現地での儀式の改編、代替的なモノと行為の創出に迫ることができた。2018年度には、計画全体の進捗状況を整理し、残された課題を具体的に検討しつつ、論文2本と資料紹介1本の投稿を行った(2019年5月現在、1本刊行済、2本は審査中)。

以上のような成果は、自分の当初の予想を超えたレベルで進展した部分もある一方で、次期の課題として検討を継続し、深めたい事項も残された。例えば、学校儀礼における「御真影」や教育勅語にかかわる植民地での心の統制について、いっそう個別的具体的な様相を、学校資料を手掛かりに洗い出す必要を感じずには至ったということがある。

教育勅語を例にとれば、その校長による儀式時の読み上げ、授業における教師と生徒の唱和などの音声への接近、紙に印刷された謄本という形から敷衍して要求されたモノ(専用の桐箱や「御真影」避難用品など)およびその所有者に求められた行為(儀式上まで掲げ持つこと、児童生徒は謄本等の移動中動きを止めることなど)の通時的な変遷や展開、日本内地との差異について、さらなる究明が必要と感じた。そのためこれらを次期の科研(19K02493)において明らかにすべき課題として発展させることとした。

4. 研究成果

(1)「モノと心の統制」にかかわること

このことについて、第一に、台湾の台南市新化区(植民地期は新化郡)の新化尋常小学校(日本人対象学校)下賜された「御真影」が、尋常小学校児童だけではなく新化公学校や新化農業補習学校においても「四大節」や奉安殿建造に際して拝礼な寄付などが要求されていたことを明らかにした。第二に、「四大節」において学校外(「御真影」下賜学校)まで出向いて拝礼する)事例から、「祝日大祭日儀式規程」から「小学校令施行規則」に引き継がれた学校儀式の体系性は、植民地においてさほど重視されていなかったのではないかと推定された。

これらのことは、「御真影」の下賜学校なのかそうでないのかという点だけに着目しては見えない重要なポイントである。地域の学校や行政の資料を可能な限り丁寧に見直す必要性をいっそう感じた。

(下記5論文 5学会発表)

(2)「青年」にかかわること

1930年代後半から40年代前半の朝鮮半島における新聞報道を整理し、扶餘神宮創建のための勤労働員には多くの中等教育機関から組織的な動員が実施されたことが判明した。徴兵のあった日本内地の青年とは異なり、日本内地の「留守家族」への農作業協力など、日本国内で理解されてきた状況とは異なる戦時勤労働員ありさまを一定程度明らかにすることができた。

本研究の大きな課題である「政策意図の進展にともなって民族意識も醸成されるのではないか」という逆機能の仮説にかかわっては、女性の青年層に着目し、彼女らが朝鮮の農村で主たる働き手となっていくこと、そうした中で「文盲打破」が主唱されはじめること、しかし植民地において日本語を強要される状況における「文盲」は、ハングルと日本語という二重の「闇」であり、おおよけには朝鮮語使用が禁止される状況下において、多くの女性がハングルを夜学で学んでいたことを明らかにした。

(下記5論文、学会発表)

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計2件)

樋浦郷子(趙文淑訳)、식민지 조선의 ‘어진영’ 초등교육기관의 경우、
『韓國教育史學』、韓國教育史學會(ソウル)査読有、38(3)、2016、pp. 137 - 154

樋浦郷子(鳳氣至純平訳)、從台南市新化区的学校史觀察台灣的「御真影」、歴史台湾、國立台湾歷史博物館(台南)査読有、第17期、2019、pp.33 - 57

[学会発表](計9件)

樋浦郷子、1940年代朝鮮における青年の動員、教育史学会第60回大会、2016年10月2日、横浜国立大学

樋浦郷子、帝国日本の御真影、第3回宗教とナショナリズム研究会帝国日本における神社・学校・身体 神道史と教育史、体育・スポーツ史を架橋する試み、2017年3月23日、國學院大學

樋浦郷子、教育勅語と植民地支配、教育史学会公開シンポジウム「教育勅語の何が問題か」、2017年6月10日、お茶の水女子大学

樋浦郷子、植民地期台湾における天皇崇敬教育、教育史学会第 61 回大会、2017 年 10 月 7 日、岡山大学

樋浦郷子、釜山府東萊郡鐵馬普通学校の歴史、教育史フォーラム・京都第 42 回例会、2018 年 9 月 3 日、京都大学

樋浦郷子、書評金誠著『近代日本・朝鮮とスポーツ 支配と抵抗、そして協力へ』、朝鮮史研究会関東部会例会、2018 年 11 月 17 日、東京大学

樋浦郷子、台湾の天皇崇敬教育 新化の学校をめぐるモノ資料を手がかりに、「上學去：近代教育與臺灣社會」臺灣教育史國際學術研討會、2019 年 1 月 19 日、台南、国立台湾歴史博物館

樋浦郷子、千葉県一宮小学校に見る奉護設備の歴史、「御真影奉護」の歴史と現在 奉掲所・奉安庫・奉安殿 国立歴史民俗博物館基幹共同研究主催公開研究会、2019 年 3 月 23 日、国立歴史民俗博物館

樋浦郷子、帝国日本の『学校沿革誌』 学校の儀礼に着目して、日本台湾学会第 21 回学術大会分科会「地域の学校／帝国の学校」、2019 年 6 月 8 日、福岡大学

〔図書〕(計 1 件)

教育史学会編(執筆者：米田俊彦、小股憲明、高橋陽一、樋浦郷子)『教育勅語の何が問題か』、岩波書店、2017、72

〔その他〕

ホームページ等

HIURA Satoko Research Works <https://hiurasatoko.jimdo.com/>

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。